

審議事項（１）

倉吉市税条例等の一部改正について

【理由】

市の税・料で、督促状を発した場合に条例で定めるところにより督促手数料を徴しているものについて、コンビニ納付、スマートフォンアプリ決済等納付方法が多様化している中、納付書の使用期限後において納付ができなくなるなど納付者の不便や窓口機関の負担が生じており、また、納付が本税・料と督促手数料との２度にわたることがあり、納付者、市のいずれにも過分の負担を生じさせているため、納付手続の利便性向上及び納付機会の拡大並びに事務の効率化を図るよう、関係する条例において督促手数料を廃止するものです。

【要旨】

- | | | |
|---|-------------------------------|-----------------|
| 1 | 次に掲げる各条例の督促手数料に関する規定を削ることとした。 | 第1条～第8条関係 |
| | (1) 倉吉市税条例 | (第2条・第21条関係) |
| | (2) 倉吉市入湯税条例 | (第9条の2関係) |
| | (3) 倉吉市国民健康保険条例 | (第23条の2・第25条関係) |
| | (4) 倉吉市後期高齢者医療に関する条例 | (第5条関係) |
| | (5) 倉吉市介護保険条例 | (第6条関係) |
| | (6) 倉吉市道路占用料条例 | (第6条関係) |
| | (7) 倉吉市準用河川占用料等徴収条例 | (第7条関係) |
| | (8) 倉吉市法定外公共物管理条例 | (第10条関係) |
| 2 | この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。 | 附則第1項関係 |
| 3 | 所要の経過措置を講じることとした。 | 附則第2項関係 |

倉吉市税条例等の一部を改正する条例

(倉吉市税条例の一部改正)

第1条 倉吉市税条例（昭和29年倉吉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 徴収金 市税並びに<u>その延滞金</u>、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>第21条 <u>削除</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 徴収金 市税並びに<u>その督促手数料</u>、<u>延滞金</u>、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p>第21条 <u>徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>

(倉吉市入湯税条例の一部改正)

第2条 倉吉市入湯税条例（平成17年倉吉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p>第9条の2 <u>入湯税の督促手数料については、税条例第21条の規定を準用する。</u></p>

(倉吉市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 倉吉市国民健康保険条例（昭和63年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料の納期前の納付)</p> <p>第23条 略</p> <p>(徴収猶予の要件等)</p>	<p>(保険料の納期前の納付)</p> <p>第23条 略</p> <p><u>(保険料の督促手数料)</u></p> <p>第23条の2 <u>保険料の督促手数料については、倉吉市税条例（昭和29年倉吉市条例第32号）第21条の規定を準用する。この場合において、同条中「徴税吏員」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(徴収猶予の要件等)</p>

第25条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料及び延滞金（以下「保険料等」という。）の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1)～(5) 略

2～5 略

第25条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料、督促手数料及び延滞金（以下「保険料等」という。）の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1)～(5) 略

2～5 略

(倉吉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 倉吉市後期高齢者医療に関する条例（平成19年倉吉市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第5条 <u>削除</u>	<u>(保険料の督促手数料)</u> 第5条 保険料の督促手数料については、倉吉市税条例（昭和29年倉吉市条例第32号）第21条の規定を準用する。この場合において、同条中「徴税吏員」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(倉吉市介護保険条例の一部改正)

第5条 倉吉市介護保険条例（平成12年倉吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第6条 <u>削除</u>	<u>(保険料の督促手数料)</u> 第6条 保険料の督促手数料については、倉吉市税条例（昭和29年倉吉市条例第32号）第21条の規定を準用する。この場合において、同条中「徴税吏員」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(倉吉市道路占用料条例の一部改正)

第6条 倉吉市道路占用料条例（昭和45年倉吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(延滞金) 第6条 法第73条第1項の規定により督促状を発送した場合においては、延滞金を徴収する。	(督促手数料及び延滞金) 第6条 法第73条第1項の規定により督促状を発送した場合においては、 <u>督促手数料及び延滞金を徴収する。</u> 2 <u>道路占用料の督促手数料については、倉吉市税条例（昭和29年倉吉市条例第32号）第21条の規定を準用する。この場合において、同条中「徴税吏員」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。</u>
2・3 略	3・4 略

(倉吉市準用河川占用料等徴収条例の一部改正)

第7条 倉吉市準用河川占用料等徴収条例(平成17年倉吉市条例第91号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(延滞金) 第7条 占用料等に係る延滞金については、倉吉市道路占用料条例第6条の規定を準用する。この場合においては、同条第1項中「法第73条第1項」とあるのは、「河川法第100条第1項において準用する同法第74条第2項」と読み替えるものとする。	(督促手数料及び延滞金) 第7条 占用料等に係る督促手数料及び延滞金については、倉吉市道路占用料条例第6条の規定を準用する。この場合においては、同条第1項中「法第73条第1項」とあるのは、「河川法第100条第1項において準用する同法第74条第2項」と読み替えるものとする。

(倉吉市法定外公共物管理条例の一部改正)

第8条 倉吉市法定外公共物管理条例(平成15年倉吉市条例第40号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(延滞金) 第10条 市長は、督促状を発した場合においては、延滞金を徴収する。 2 前項の延滞金については、倉吉市道路占用料条例(昭和45年倉吉市条例第13号)第6条第2項及び第3項の規定を準用する。	(督促手数料及び延滞金) 第10条 市長は、督促状を発した場合においては、 <u>督促手数料及び延滞金を徴収する。</u> 2 前項の督促手数料及び延滞金については、倉吉市道路占用料条例(昭和45年倉吉市条例第13号)第6条第2項から第4項までの規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に発する督促状について適用し、同日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

倉吉市国民健康保険条例施行規則等の一部改正について

【理由】

市の税・料についての督促手数料を廃止することに伴い、関係する規則に所要の改正を行うものです。

【要旨】

- 1 次に掲げる各規則に定める様式から督促手数料に関する部分を削ることとした。第1条～第3条関係
 - (1) 倉吉市国民健康保険条例施行規則 (様式第11号関係)
 - (2) 倉吉市後期高齢者医療に関する条例施行規則 (様式第6号関係)
 - (3) 倉吉市介護保険条例施行規則 (様式第3号関係)
- 2 この規則は、令和7年4月1日から施行することとした。 附則第1項関係
- 3 所要の経過措置を講じることとした。 附則第2項関係

倉吉市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則

(倉吉市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第1条 倉吉市国民健康保険条例施行規則（昭和63年倉吉市規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第10条の2 関係）

倉吉市国民健康保険料（普通徴収）領収済通知書 ㊦

加入者名		口座番号		合計金額	
収納機関番号		納付番号		確認番号	
種目		年度		通知書番号	
納期限		年度 賦課分			

コンビニ収納用	
照会コード	
納付者名	
備考	

領収日付印

納付書 ㊦

加入者名	
口座番号	
納付番号	
照会コード	
料額	
延滞金	
合計金額	
納期限	
種目等	
納付者氏名	
備考	領収日付印

領収証書 ㊦

加入者名	
口座番号	
納付者氏名	
照会コード	
種目等	
料額	
延滞金	
合計金額	
納期限	

領収日付印

改正前

様式第11号（第10条の2 関係）

倉吉市国民健康保険料（普通徴収）領収済通知書 ㊦

加入者名		口座番号		合計金額	
収納機関番号		納付番号		確認番号	
種目		年度		通知書番号	
納期限		年度 賦課分			

コンビニ収納用	
照会コード	
納付者氏名	
備考	

領収日付印

納付書 ㊦

加入者名	
口座番号	
納付番号	
照会コード	
料 額	
延滞金	
督促手数料	
合計金額	
納期限	
種目等	
納付者氏名	
備考	領収日付印

領収証書 ㊦

加入者名	
口座番号	
納付者氏名	
照会コード	
種目等	
料 額	
延滞金	
督促手数料	
合計金額	
納期限	

領収日付印

審議事項（２）

令和６年度 国民健康保険事業特別会計補正予算について

（単位：千円）

予 算 科 目		令和６年度			備 考
		当初予算額	12月補正予算	補正後予算額	
歳 入	1 国民健康保険料	658,491		658,491	
	2 使用料及び手数料	304		304	
	3 国庫支出金	1		1	
	4 県支出金	3,664,047	33,200	3,697,247	
	5 財産収入	12	120	132	
	6 一般会計繰入金	414,605	△ 6,818	407,787	事務費 △25,342 基盤安定等 18,524
	6 財政調整基金繰入金	120,000	△ 20,000	100,000	
	7 繰越金	10,000	5,498	15,498	
8 諸収入	13,504		13,504		
合 計		4,880,964	12,000	4,892,964	
歳 出	1 総務費	154,345	△ 22,472	131,873	総務管理費 △25,342 基金積立金 2,870
	2 保険給付費	3,607,144	33,200	3,640,344	
	3 国民健康保険事業費納付金	1,033,338		1,033,338	
	4 保健事業費	58,391		58,391	
	5 予備費	27,746	1,272	29,018	
合 計		4,880,964	12,000	4,892,964	
収 支		0	0	0	
基金残高見込額		476,956		558,826	